

## 農地中間管理機構に関するこれまでの取組み

- 平成25年  
12月26日  
平成26年  
1月上旬  
～2月上旬
- 農地中間管理機構関連2法について都道府県等への説明会(法律、予算関連等)
- ブロック会議・都道府県別会議  
(本省担当者を派遣し、全国のブロックごと、全都道府県ごとに、法律や関連予算等を説明)
- 3月1日
- 農地中間管理事業の推進に関する法律が施行  
(多くの県で3月中に機構を指定、現在47都道府県で指定済)
- 6月中旬
- 生産者向けパンフレット、企業向けパンフレットの配布  
(本省に開設した「農地中間管理機構ホットライン」を明記(農業者、企業等からの相談や苦情を電話やメールで受け付ける窓口))
- 6月25日
- 全都道府県の農地中間管理機構役員に対する研修会  
(株式会社ローソンの講演)
- 6月中旬  
～7月
- 農地中間管理機構に関する都道府県別ヒアリングの実施  
(現在の推進体制・推進状況等に関して個別にヒアリングし、指導)
- 7月下旬  
～8月下旬
- 現地調査の実施  
(モデル地区を調査しながら、推進体制等について個別指導)
- 8月中旬  
～9月中旬
- 都道府県別ヒアリング結果を分析した上で、各都道府県・各機構に対し具体的な改善指導  
(以後、地方農政局が毎月改善状況をフォロー)
- 9月12日
- 全都道府県の行政及び農地中間管理機構に対する研修会  
(熊本県から取組状況を報告してもらい、優良事例を横展開)  
(研修会の内容をDVD化し、各都道府県・各市町村に配布)
- 9月19日
- 農業参入フェアの開催(東京)  
(機構を活用した企業の農業参入を促進するため、企業と機構等による具体的なマッチングを実施(約100社の企業が参加))  
11月12日には、名古屋にて同様の農業参入フェアを開催  
12月9日には福岡、1月21日には仙台で開催予定
- 9月下旬  
～現在
- 現地調査の実施  
(モデル地区を調査しながら推進状況等について確認し、個別指導)

※ 今後とも、各都道府県の推進体制・推進状況をフォローし、全都道府県が優良事例となるよう指導

# 農地中間管理機構関連予算の概要

【予算額：705億円】  
(補正:400億円/当初:305億)

## 機構への農地の出し手に対する支援 (機構集積協力金)

【253億円】  
《全額国庫補助》

- 15
- (1) 地域に対する支援 (140億円)  
機構にまとまった農地を貸し付ける  
地域に対する支援  
(地域集積協力金)  
・ 地域内の農地のうち機構への貸付割合に応じ、地域に交付金を交付
  - (2) 個々の出し手に対する支援
    - ① 経営転換・リタイアする場合の支援  
(経営転換協力金) (65億円)
    - ② 農地の集積・集約化に協力する場合の支援 (耕作者集積協力金)  
(45億円)

## 農地中間管理機構の業務に対する支援 (農地中間管理機構事業)

【314億円】

- (1) 事務費  
機構の運営・業務委託に必要な経費  
〔定額補助〕
- (2) 事業費
  - ① 農地の賃料
  - ② 農地の管理・保全に要する経費 (土地改良の負担金を含む)
    - ・ 定率補助と農地集積奨励金の2本立て
    - ・ 農地集積奨励金は、機構における農地の滞留を防止し、担い手への集積・集約化を推進するインセンティブとなるよう、貸付率 (機構の貸付面積/機構の借受面積) に応じて段階的に増加するスキーム
    - ・ 実質的な国庫負担は、最大で90% (当初3年間は95%)
- (3) その他〔資金の借入れに対する利子補給〕
  - ① 簡易整備費等
  - ② 農地の買入に係る経費

## 農地集積・集約化の基礎業務への支援

《全額国庫補助》

- (1) 農地台帳電子地図システムの整備・公表 (110億円)
- (2) 耕作放棄地所有者への意思確認等 (28億円)

# 農地中間管理機構に対する予算について

## 1 国の助成対象経費

- |  |   |
|--|---|
| (1) 機構の運営・業務委託に要する経費   | → 定額補助  |
| (2) 農地の賃料  | } → 定率補助 + 農地集積奨励金（3を参照）                      |
| (3) 農地の管理・保全に要する経費<br>（機構が土地改良区から請求されるもの<br>（機構から未貸付の状態の間）を含む） |   |
| (4) 簡易整備・耕作放棄地再生の補助残部分   | → 全国団体（公募）を通じた無利子借入で賄い、<br>その後の受け手の賃料上乗せ分で返済。 |

## 2 国費の入れ方

- (1) 機構の運営・業務委託経費（1－(1)）については、毎年度、機構の事業見通しを踏まえて、都道府県を通じて必要額を交付（補助残については、その全額について地方交付税で手当）。
- (2) 機構が借り入れた農地の賃料、管理・保全経費（1－(2)(3)）については、国が都道府県基金に予め国費を投入。

機構は基金により事業を実施し、年度末に3のルールに従い国費の支出額を確定（残額は都道府県が負担）。

次年度の国から都道府県基金への支出は、前年度に造成した基金と国費の費消額の差額を活用することを前提に、次年度の事業見通しを踏まえて必要額を基金に投入（以後、同じやり方）。

### 3 事業費に関する国と地方の負担

(1) 機構が借り入れた農地にかかる費用（賃料、管理・保全経費）への交付金については、都道府県に対する「定率補助」と「農地集積奨励金」の2本立てとする。

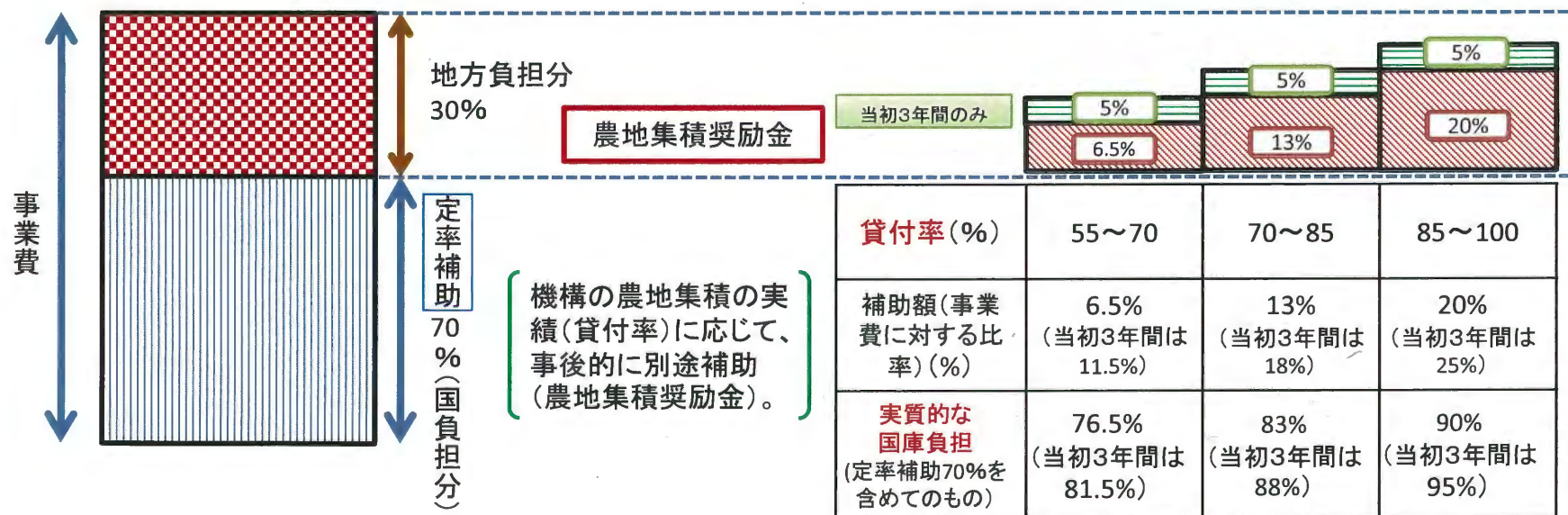
- ① 「定率補助」は、7割とする。
- ② 「農地集積奨励金」（国費100%）については、機構における農地の滞留を防止し、担い手への集積・集約化を推進するインセンティブとなるよう、

$$\text{貸付率} = \frac{\text{機構が貸し付けている農地面積（ストック面積）}}{\text{機構が借り受けている農地面積（ストック面積）}} \quad \left[ \begin{array}{l} \text{毎年度12月末日時点} \\ \text{の数値で判定} \end{array} \right]$$

に応じて段階的に増加し、最大で事業費の20%相当（当初3年間は5%嵩上げし25%）とする。

(2) この結果、**実質的な国庫負担は、最大で90%（当初3年間は95%）**となる。

(3) また、補助残については、その全額について地方交付税の手当が行われる。



通達ではないが、各機構を円滑に立ち上げるための参考モデルとして配布

## 農地中間管理事業規程（参考モデル例）

### 1 農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準

- (1) 適切な人・農地プランが作成され、地域ぐるみで農地流動化を進めようという機運が生じている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を重点区域とするものとする。
- (2) なお、(1)の区域以外において、農地中間管理事業を行うことを妨げるものではない。

### 2 農地中間管理権を取得する農用地等の基準

- (1) 農地中間管理機構（以下「機構」という。）は、再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。
- (2) 機構は、当該区域における借受希望者の募集に関して、募集に応じた者の数、応募の内容その他の事情からみて、当該区域内で機構が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、当該区域内の農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。

こうした事態を避けるためにも、機構は、日頃から借受希望者に関する情報を幅広く収集し、募集に応じてもらえるよう、働きかけるものとする。

### 3 借受希望者の募集等

(1) 借受希望者の募集は、毎年〇月頃に行う。

この他に必要な場合には、追加をして募集を行うことができる。

(2) 募集の区域は、市町村又はこれより小さい区域（人・農地プランの区域等を参考に、空白区ができないように設定）とし、当該市町村の意見を聞いて決定する。

(3) 募集に当たっては、当該区域における、

① 農用地等の特徴（水田地帯、畑地帯、果樹地帯など）

② 当該区域内に担い手が十分いるかどうか（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）

を明確にして募集するものとする。

(4) 募集に当たっては、

① 借受けを希望する農用地等の種別、面積、希望する農用地等の条件

② 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別

③ 借受けを希望する期間

④ 現在の農業経営の状況（作物ごとの栽培面積等）

⑤ 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模の拡大、農地の集約化、新規参入等）

等を明確にしてもらうものとする。

(5) 募集は、インターネットの利用等により4週間以上の募集期間で行うものとする。

(6) 地域内に担い手が十分いない地域（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）については、他地域の法人経営体やリース方式での参入を希望する企業等に対して募集に応じてもらうよう個別に働きかけるものとする。

(7) その上で、募集に応じた者については、

① その氏名又は名称

② 当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別

③ 借受けを希望する農用地等の種別、面積

④ 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別

等を整理し、インターネットの利用により公表するものとする。

(8) なお、機構は、農用地等の貸付先の決定を公平、適正に行う上で必要がある場合には、募集に応じた者に対するヒアリングを行い、その希望内容を正確に把握するよう努め、また、法第18条第4項の要件を満たすかどうかを調査するものとする。

#### 4 貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法

##### (1) 機構は、市町村と連携を密にして

- ① 各地域の人・農地プランの作成・見直しの状況
- ② 特に、当該地域に担い手が十分いるかどうか
- ③ 当該地域に機構を活用した農地流動化の機運があるかどうか
- ④ 当該地域の耕作放棄地の現状及び今後の見通し

等を把握するとともに、機構を活用した農地流動化の機運の醸成に努めるものとする。

##### (2) その上で、機構は、機構に対する貸付希望者からの申出があった場合等には、当該者及び農用地等をリスト化するものとする。

##### (3) 更に機構は、貸付希望者がいつまで営農を継続できるかを考慮しながら、借受後、機構が借受希望者に可能な限り短期間で転貸できる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。

##### (4) 具体的な農地中間管理権の取得は、所有者からの申出に応じて協議するほか、機構が所有者に対し協議を申し入れることにより行うものとする。

##### (5) 農地中間管理権の期間については、所有者との協議によるが、極力〇年以上（10年程度以上を想定）となるようにするものとする。

#### 5 農用地利用配分計画の決定方法（貸付先決定ルール）

##### (1) 基本原則

機構は、農用地等の貸付先を決定するに当たっては、以下の点に留意するものとする。

- ① 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
- ② 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- ③ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- ④ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。

##### (2) 地域内の利用権の交換等を行う場合の優先配慮

担い手の利用農地の集約化等の観点から、地域内で、

- ① 担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合
- ② 集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的として機構に農地を

### 貸し付ける場合

には、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から、これらの事情を前提として貸付先の決定（貸付先の変更を含む。）を行うものとする。

#### (3) 当該農用地等に隣接する担い手である借受希望者がいる場合の優先配慮

- ① 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手である借受希望者がいる場合には、まず当該借受希望者と協議を行うものとする。
- ② そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。
- ③ ②の判断に当たっては、当該地域の人・農地プランの内容も考慮するものとする。

#### (4) (2)・(3) 以外の場合で、地域内に十分な担い手がいる場合（3の募集に際してその旨明示した地域）

- ① 当該地域の借受希望者のうち、地域内の担い手について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。（これで貸付先が決まらない場合には、それ以外の借受希望者と順次協議を行うものとする。）
- ② ①の判断に当たっては、当該地域の人・農地プランの内容も考慮するものとし、また、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。

#### (5) (2)・(3) 以外の場合で、地域内に十分な担い手がいない場合

- ① 当該地域の借受希望者（新規参入者等を含む。）のうち、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。
- ② 特に、新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。
- ③ ①の判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。

#### (6) 貸付期間

機構の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、



一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。

## 6 賃料の水準等

- (1) 機構が借り受けるときの賃料及び機構が貸し付けるときの賃料については、当該地域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、機構が相手方と協議の上決定するものとする。
- (2) なお、機構の業務が貸しはがし等を誘発し、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことのないようにするため、必要があるときは、機構は当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定するものとする。

## 7 機権の設定又は移転に係る契約等の解除

- (1) 機構の有する農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約の解除をするものとする。
  - ① 農地中間管理権の取得後○年間（2～3年を想定しているが、都道府県ごとの状況を踏まえて設定）を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
  - ② 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。
- (2) なお、解除に当たっては、当該農用地等の所有者とよく協議し、所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、機構にとっても財政的な負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

## 8 農用地等の利用条件改善業務の実施基準

機構は、当該農用地等が所有者から機構に○年以上（10年程度以上を想定）の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件改善業務を行うものとする。

- ① 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。
- ② 当該地域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

## 9 相談又は苦情に応ずるための体制

機構の主たる事務所に、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

## 10 市町村（農業委員会を含む。）との関係

(1) 機構は、人・農地プランの作成主体であり、農地行政の基本単位である市町村（農業委員会を含む。）との連携を密にして、業務を推進するものとする。

とくに、人・農地プランについては、市町村と情報を共有するよう努めるものとする。

(2) 機構は、原則として全市町村に、同意を得た上で業務委託を行い、地域における機構の窓口としての機能を担ってもらうものとする。

(3) 機構は、原則として全ての市町村に、あらかじめ農業委員会の意見を聴取の上農用地利用配分計画の案を作成するよう、求めるものとする。

(4) 機構は、市町村以外の業務委託先の名称及び住所を市町村に通知し、市町村と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。

## 11 業務委託

(1) 農地中間管理事業に係る業務のうち委託することが適当なもの（相談窓口、出し手の掘り起こし、借受予定農用地等の位置・権利関係の確認、出し手との交渉、契約締結事務、利用条件改善業務の実施、借受希望者との交渉等）について、機構は、市町村に対し、相手の同意を得た上で、都道府県知事の承認を受けて、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。

(2) 機構は、(1)の業務について、地域農業再生協議会、市町村公社、農業協同組合、土地改良区、民間企業等に対し、当該組織の委託した業務を適切に行うことのできる能力等を確認した上で、都道府県知事の承認を受けて、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。

(3) 賃料の収受・支払、農用地等の管理等の定型的な業務については、競争入札等により、委託コストの削減に努めつつ、都道府県知事の承認を受けて、委託するものとする。

# 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化

(熊本県農業公社・熊本県全域)

## 1 概要

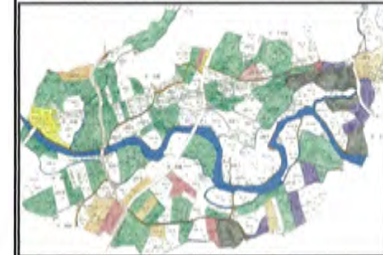
- 熊本県においては、担い手への農地利用の集積・集約化を進めるツールである農地中間管理機構を、本年3月5日設立。
- 今後、10年間で、機構を活用して、約22,000haの農地を担い手に集積・集約化（担い手への集積率55%→80%）をすることを目標として設定。



(農地集積専門員活動の様子)

## 2 攻めの農林水産業を踏まえた取組の特徴

- 熊本県では、担い手への農地集積を推進するため、熊本県「ふるさと・農地未来づくり運動」推進本部を設置し、市町村等の関係機関の総力を結集する体制を整備。  
推進本部の本部長は知事が務め、知事自ら新聞やラジオなどを利用して「知事に農地を預けていただきたい」と呼びかけるなど、知事の強力なリーダーシップの下、本活動を推進。
- 徹底した話合い活動を行う農地集積重点地区を64地区指定。  
話合い活動のコーディネーターや農地のマッチング等の現場で実際に活動する人員を約40名配置。  
農地集積を行うための事業費として、国庫補助事業を活用するほか、県単予算も措置。
- 重点地区における農地中間管理機構を活用した地域の動きとして、
  - 100haを超える規模の大規模生産法人を設立し、効率的な生産体制を作る取組
  - 基盤整備事業の受益地内のほとんどの農地を機構が借り受け、担い手にまとまった農地を貸し付け、担い手への集積・集約化を図る取組
  - 高齢化の進む果樹農家の農地を参入企業が活用する取組
 などが進行している。



(基盤整備後の借受農地のイメージ)

## 3 今後の展開方向

- 人・農地プランの作成・見直しの推進による出し手の農地の掘り起こし、公募した借り手（担い手や新規参入希望者）のニーズへの対応を着実に進める。
- 機構の事業と基盤整備（簡易整備を含む）の連携の強化を図る。

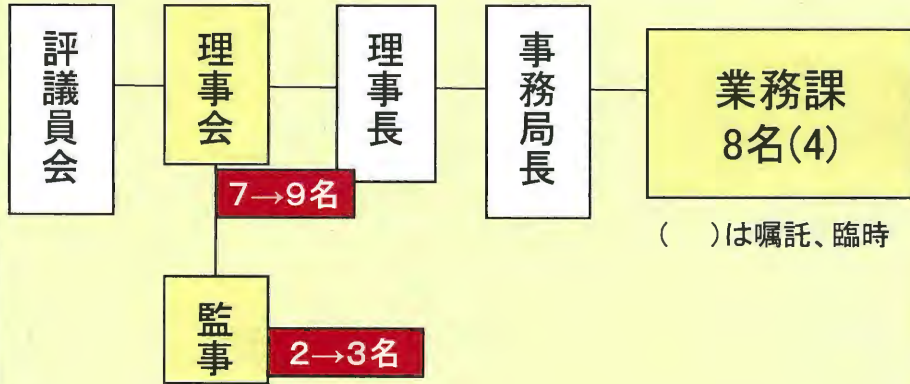


(資料6)

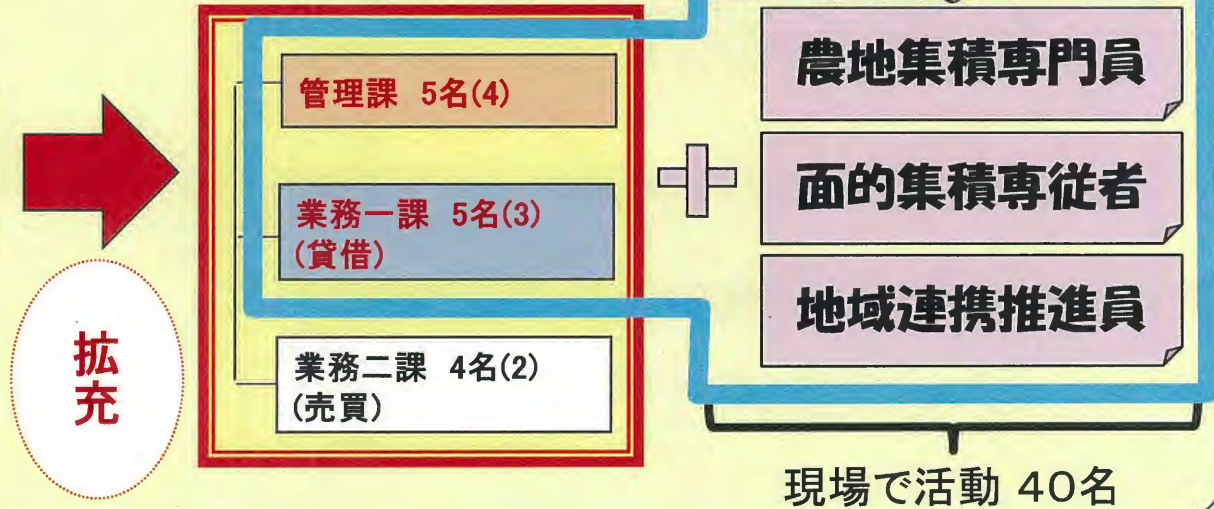
# 農地中間管理機構の推進体制

50名体制で  
集積推進

## 1 役員体制の強化



## 2 貸借部門・管理部門の課を新設



拡  
充

現場で活動 40名

## 3 関係機関に期待する役割(業務の一部を委託)

### 市町村

- 人・農地プランの作成・見直し
- 農地利用集積計画(出し手→機構)の作成・公告
- 農地利用配分計画案(機構→受け手)の作成、機構への提出
- 機構の制度や借受希望者募集等の情報周知等

### JA(円滑化団体)

- 地域の実情に精通した職員による出し手・受け手の掘り起こしやマッチング活動等
- 貸借に係る農家との交渉等

〔 機構の利用が適当でない場合等には円滑化事業で貸借 〕

### 農業委員会

- 農地基本台帳の整備
- 農地に関する情報提供
- 農地情報を活かした出し手・受け手の掘り起こしやマッチング活動等
- 貸借に係る農家との交渉等

農地集積の新しい制度が4月スタート!

# 大切な農地を守り、集積し、未来へ



農地を安心して預け、借り受けられる仕組みとして「農地中間管理機構」が4月から動き出します。地域農業を支え、未来の農地の集積を担うために、3つの側面が協力して働いています。

**農地の集積事業者は**  
有識者の  
担任が中心です。

**農地集積事業者**  
は、農地集積  
事業者が、自ら  
が、自ら集積する  
農地を集積する  
仕組みです。

**農地集積事業者の委託先**  
農地集積事業者が、自ら集積する農地を集積する仕組みです。

**農地集積事業者**  
は、農地集積  
事業者が、自ら  
が、自ら集積する  
農地を集積する  
仕組みです。

**農地の所得の増加に**  
関する促進と努力を奨励

**農地集積事業者**  
は、農地集積  
事業者が、自ら  
が、自ら集積する  
農地を集積する  
仕組みです。

農地集積事業者は、農地集積事業者が、自ら集積する農地を集積する仕組みです。

農地集積事業者は、農地集積事業者が、自ら集積する農地を集積する仕組みです。

農地集積事業者は、農地集積事業者が、自ら集積する農地を集積する仕組みです。

農地集積事業者は、農地集積事業者が、自ら集積する農地を集積する仕組みです。

農地集積事業者は、農地集積事業者が、自ら集積する農地を集積する仕組みです。

農地集積事業者は、農地集積事業者が、自ら集積する農地を集積する仕組みです。



**農地集積事業者の仕組み**

農地集積事業者は、農地集積事業者が、自ら集積する農地を集積する仕組みです。

**農地中間管理機構**  
(農地集積バンク)

農地集積事業者は、農地集積事業者が、自ら集積する農地を集積する仕組みです。

**農地集積事業者の仕組み**

農地集積事業者は、農地集積事業者が、自ら集積する農地を集積する仕組みです。



農地集積事業者は、農地集積事業者が、自ら集積する農地を集積する仕組みです。

農地集積事業者は、農地集積事業者が、自ら集積する農地を集積する仕組みです。

農地集積事業者は、農地集積事業者が、自ら集積する農地を集積する仕組みです。

農地集積事業者は、農地集積事業者が、自ら集積する農地を集積する仕組みです。

農地集積事業者は、農地集積事業者が、自ら集積する農地を集積する仕組みです。

農地集積事業者は、農地集積事業者が、自ら集積する農地を集積する仕組みです。

農地集積事業者は、農地集積事業者が、自ら集積する農地を集積する仕組みです。

農地集積事業者は、農地集積事業者が、自ら集積する農地を集積する仕組みです。

農地集積事業者は、農地集積事業者が、自ら集積する農地を集積する仕組みです。

農地集積事業者は、農地集積事業者が、自ら集積する農地を集積する仕組みです。